

議案第23号

沼田市企業誘致推進条例の一部を改正する条例について

沼田市企業誘致推進条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

沼田市企業誘致推進条例（平成27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「営利を目的とする法人又は個人」を「会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社」に改め、同号中エをクとし、クの前に次のように加える。

オ J—金融業・保険業

カ K—不動産業・物品賃貸業

キ L—学術研究・専門・技術サービス業

第2条第1号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ F—電気・ガス・熱供給・水道業

第2条第1号に次のように加える。

ケ P—医療・福祉

第2条に次の2号を加える。

(6) オフィス 企業が自らの事業に係る事務処理業務を行うための事務所をいう。

(7) 常勤従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者以外のもので、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

第6条に次の1号を加える。

(3) オフィスの開設 市内にオフィスを開設した常勤従業員を1人以上雇用する企業（第1号及び第2号に該当する企業並びに市内に本社、支社、営業所等の拠点を既に有している企業を除く。）

第8条第1項ただし書中「、第3号」を「第4号」に改め、「雇用促進助成金」の次に「、第6条第3号の指定要件による指定企業については第3号に規定するオフィス開設助成金及び第4号に規定する雇用促進助成金」を加え、同項第3号を同項第4号に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) オフィス開設助成金 規則で定める市内におけるオフィスの開設に必要な経費の額（200万円を上限とする。）

第8条第2項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 第6条第1号及び第2号で優遇措置の指定を受けた企業は事業開始後7年以内、第

6条第3号で優遇措置の指定を受けた企業は事業開始後3年以内に事業を廃止し、又は休止したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の沼田市企業誘致推進条例の規定は、この条例の施行の日以後に優遇措置の指定を受けた企業について適用し、同日前に優遇措置の指定を受けた企業については、なお従前の例による。